

アメリカ合衆国憲法制定200年と人権

1787年9月に起草されたアメリカ合衆国憲法は200年の歩みを遂げた。この憲法は18世紀になされた一連のアメリカにおける立憲主義の現実社会への導入の試みの一つと言えるものであった。しかしこの2世紀にわたる立憲主義の歩みは決して平坦なものではなかった。

1787年から1791年にかけて整備された憲法は、何よりも自由の享受を重視する18世紀的思想に裏付けられたものであった。この憲法にはその後19世紀後半から20世紀前半にかけて、政府が公共の福祉実現のために自由に対し公的規制を加えることを認めるルールが付加された。また、この自由の平等享受実現という課題に応える平等権の規定が制定されることで、アメリカ憲法は近代的憲法から現代的憲法へと変容するのである。そして20世紀後半の社会においては、国家の枠内での立憲主義の限界という問題を解決するために、国家枠を越えた国際社会における立憲主義への確立が試みられているのである。この中でアメリカ憲法は現代的憲法から次の段階の憲法へと脱皮しつつあるのである。これらの憲法の変容は、あるものは憲法の改正により達成されたが、多くは議会立法と裁判所の判例により実現されたのである。またこれらの変遷過程においては、変容自体の正当性論争が常に展開されてきたのである。

巻頭のWalker論文は、このようなアメリカ憲法の変遷過程のうち、自由権の重視から平等権の誕生への過程と政府の公共的役割の増大過程を中心に論ずるものである。それに続く7編はいずれも、制憲200年を迎えた現代アメリカ憲法の重要な側面を伝えるものである。すなわちアメリカ社会が直面している人権をめぐる諸問題である。第1は、平等権の確立という問題である。日系アメリカ人事件は、人種、出身国を理由として自由の平等享受が拒否された事件であり、この事件に対する最高裁の判決は戦後アメリカ憲法の平等権に関するルールの方向づけを行ったと共に、現代憲法誕生の生みの苦しみを示した事件でもあった。第2は、現代憲法の直面する2つの要請の抵触という問題である。自由の尊重と公共の福祉の実現を両立させることは、時に両者の抵触をきたしその調整という作業が求められることになる。ゾーニングと表現の自由の抵触、行政調査と不当な捜索からの自由の抵触は、消極国家時代の憲法ルールと行政主導型になった今日の政府機能との抵触という現代的問題を提起するものである。第3は、現代アメリカ憲法のルールを議会・行政と裁判所のいずれの機関が実現していくかという問題である。制度改革訴訟と呼ばれるものは、議会・行政の消極的行為の結果放置された制度の不備に起因する人権侵害を、裁判所が積極的に是正したものを探し、現代アメリカ憲法上の特筆すべき現象である。また逆に議会の積極的指導の下で解決された問題の1つとして雇用分野における性差別除去を挙げることができる。第4は、現代憲法の限界という問題である。立憲主義を国家の枠内で維持するかぎり、人権が国家の利益と抵触し無視されることが発生する。ここに現代憲法の限界が存在し、これを乗り越えるためには国家の憲法を指導する上位のいわば国際社会のルールが必要となる。難民保護はまさにこの問題を提起しており、これに対する解決ルールは国際社会の立憲主義の確立に関わることなのである。第5は現代アメリカにおける人権論争である。人権問題への国家機関の対応は、人権の本質をめぐる論争を学界に呼び起こすことになった。この人権論争の活発化こそが、今後のアメリカ社会だけでなく国際社会での立憲主義の確立を支えることになるのである。

以上の8編のうちWalker論文は1987年6月18日に行われた同志社大学アメリカ研究所での講演原稿に加筆したものであり、他の7編は同研究所の第IV部門研究の成果の一部をなす研究ノート的なものである。アメリカ憲法制定200年を記念してここに掲載するものである。

釜田泰介